

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における当選人の住所及び氏名
- 鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における当選人への当選証書の附与

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条厚生援護課の項中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年

法律第百十四号）の施行に関すること。

第十八条の表中

鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号）第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務
-------------	---

鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号）第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務
-------------	---

鳥取県通学路及び踏切交通安全対策協議会	通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（昭和四十二年法律第百七号）第三十条第二項の規定による通学路及び踏切
---------------------	--

に改める。

を

道に係る交通の安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画についての審議及びその実施の推進に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百一条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

住 所 氏 名

鳥取県東伯郡泊村大字小浜八二五番地 賀須井直

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

昭和四十二年九月十三日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における次の当選人に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五

条第一項の規定に基づき、昭和四十二年九月十六日当選証書を附与したので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙法第百五条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

住 所 氏 名

鳥取県東伯郡泊村大字小浜八二五番地 賀須井 直

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】